

給水停止に係る海外調査質問票

Q1. 貴自治体において水道事業を実施していますか。

(実施していない場合 Q1-2へ)

(実施している場合 Q2へ)

実施している。

パリ市は、水道事業を行う目的でパリの水公社 (L'Eau de Paris) を設置している。パリの水公社は、産業・商業的性格を有する地方公施設法人 Régie d'une collectivité locale à caractère industriel ou commercial である。

Q1-2. 水道事業を実施している主体は誰ですか

パリ市である。

パリ市とパリの水公社は双方が交わす契約に基づき、両者の役割分担を次のとおり定めている。

○パリ市 水道事業の実施者。水道水の生産網及び配水網の所有者。利用者への広報戦略の構築、危機管理等を行う。

○パリの水公社 地下及び地表水源の保全と管理、水道水の生産・輸送・配給等

Q1-3. 水道の利用者と供給側の関係や、水道料金、給水のルールについて、貴自治体、あるいは上位組織において何らかの規程がありますか。

水道の利用者と供給者の関係、水道事業の内容 (水道料金、給水のルール等) は、パリの水公社の「パリの水公社の公役務規則」にて規定される。

Q1-4. 貴自治体において、水道事業を実施している組織における、水道の利用者と供給側の関係や、水道料金、給水のルールについて内容を把握していますか。

上記「パリの水公社の公役務規則」は、パリ議会にて審議され、議決される。

Q2. 水道料金の支払いがない者に対して、給水を停止することが可能ですか。可能な場合には、根拠となる規程についても教えてください。

(可能な場合Q3へ、給水停止できない場合はQ5へ)

「パリの水公社の公役務規則」第19-3条「支払いの遅延」に規定があり、可能である。

Q3. 水道料金の請求から、実際に給水停止をするまでの期間及びフローについて教えてください。

前述の公役務規則第19-3条は次のように定めている。

1. 請求書の発行日から起算し、20日間支払いがない場合、催促の通知が送付される。
2. 請求書の発行日から起算し40日を超えても支払いがない場合、請求書発行日から50日後にパリの水公社は督促状を発行する。
3. 督促状の発行から15日後までに支払いがない場合は、給水停止の対象となる。
4. 給水停止が行われる場合も、水道使用契約が解除されない限り、使用者の月額基本料金の支払い義務は継続する。
5. 給水停止後、15日間を超えて給水の再開が行われる場合は、水道管の殺菌が使用者の負担にて行われる。

なお、3の段階にて、使用者が居住のための連帯資金FSL(Q7に後述)に公的支援を申請する場合、この審査の間支払い義務が猶予され、給水が停止されることはない。支援の申請後2ヶ月たってFSLより支援決定の通知がない場合は、支払い義務が再び発生する。

ただし、給水停止は、主たる居住用住宅には適用されないこととなっている。(Q5に後述)。

Q4. 水道料金の支払いがない者に対して、給水の停止はどの程度の頻度で実施していますか。(給水人口千人あたり月〇名)

不明。

Q5. 水道料金の支払いがないが給水を停止しない特例について定めがありますか。(回答後Q6へ)

2013年4月15日付第2013-312号法律(通称「ブロット Brottes 法」)第19条にて、社

会福祉及び家族法典 Code de l'action sociale et des familles が改正され、下記のとおりすべての主たる住居に対し、収入の条件を問わず年間を通じて、給水停止を禁じている。

社会福祉及び家族法典 L115-3 条第 3 項

「毎年 11 月から翌年 3 月 31 日まで、電気、暖房、ガスの供給者は、主たる住居に対して、請求書の不払いを理由に、電気、暖房、ガスの人々や家庭への供給の中断を、契約解除を通じて行うものも含め、実施することはできない。(中略) 水道の供給に関しては、その供給者には年間を通じて本規定が適用される。」

Q 6. 給水停止を行わずに、どのような手段によって未納となった水道料金を回収していますか。

前述の規則第 19-4 条「支払い困難」の規定によれば、期日までに支払いが困難な水道使用契約の加入者は、パリの水公社に連絡し、各使用者の状況に応じた支払い方法を取り決めることになっている。

Q 7. 水道料金について、貧困世帯への対策・対応はどのようなものがありますか。

パリの水公社は、水道へのアクセスを全ての住民に保障すると掲げており、主たる住居に住む者が料金未納の場合には、給水停止、そして供給水量の制限のいずれも行わないとする。そして支払いが困難な者に対し、既存の福祉制度の説明を行ったり、福祉担当部局を案内したりする。

具体的には、貧困世帯のうち市営住宅に住む人に対しては、賃貸人としてのパリ市が、水道料金の支払い猶予を調整する。そして、居住のための連帯資金 Fonds de Solidarité pour le Logement(FSL)の活用を勧めたり、支払い延期を実施したりするなどして未納金の回収を行う。

FSL は、居住に関する支払いが困難な者に対する支援制度で、各県に設置されている。対象となる費用は、主に下記の 1 と 2 である。

- 1 入居に関する費用（賃貸契約家賃の保証金、引越し費用、家財保険等）
- 2 居住維持の費用（家賃や光熱水費、電話代等）

この制度による支援は、融資（返済あり）や補助金（返済なし）の形で行われ、希望者は

福祉担当を通じて支援の申し込みを行い、支援適用の可否の審査・決定を待つことになる。

Q8. 水道料金の徴収率について教えてください。
(同年度内の収納件数/同年度内の水道料金の請求件数)

パリの市の統計では、パリの水公社の水道料金の2021年の未回収率は0.4%である。よって同年の徴収率は、99.6%ということになる。

なお、この徴収率は同年度内の収納金額/同年度内の水道料金の請求金額で計算されたものであり、請求件数ベースの徴収率については不明。

Q9. 水道料金の算出方法について教えてください。

主に、1. 月額基本料金（メーターの直径の大きさにより異なる）と 2. 使用料金に分かれている。

2の使用料金は、水道使用量に単価を乗じて計算される。

パリの市の水道事業は、一定規模の水道需要に対応するため、広域レベルで関連団体と協力しながら実施されており、使用者は、当該関連団体への費用負担も行うことになる。

そのため、パリの水公社が発行する請求書には、パリの水公社、パリ市、そして水源上流において水源施設の管理・水資源保全等を行う団体であるセーヌ・グランラック Seine Grands Lacs、セーヌ・ノルマンディ水管理局 Agence de l'Eau Seine Normandie の課金がそれぞれ明示され、請求金額はその総和となっている。

具体的には、使用者の水道使用量1 m³ごとに各団体ごとに定められた単価が乗じられる。パリの水公社は代表して全体額を徴収し、後に各団体へ配分するしくみになっている。